

第4回 オープンサイエンス推進に関するフォローアップ検討会  
議事概要

1. 日 時：平成28年1月28日（木）17:00～19:00

2. 場 所：中央合同庁舎8号館6階 623会議室

3. 出席者：（敬称略）

有川（座長）、喜連川（副座長）、黒川、小島、末吉、高木、谷藤、林、引原、藤井、村山の各構成員、原山総合科学技術・イノベーション会議議員、森本統括官、中川審議官、笹井参事官、真子補佐、小谷補佐

1. 議事

（1）プレゼンテーション

2名の有識者から、オープンサイエンス推進に向けた取組について、プレゼンテーションが行われた。

① 「オープンサイエンスに必要な著作権知識」（末吉構成員）

② 「OECDのオープンサイエンスレポートと日本の現況」（林構成員）

（2）事務局説明

事務局より、今後重点的に検討すべき課題等及びオープンサイエンス推進に関するフォローアップ検討会における検討体制（案）について説明があった。

（3）主な意見等

上記のプレゼンテーション及び事務局説明を踏まえた意見交換が行われた。

（オープンサイエンスを推進する際の著作権等に関する議論や課題について）

オープンサイエンスを推進する際に、過去の論文・研究データや日々生産される論文・研究データに関する方針を検討するにあたって、論文・研究データに関する著作権やその法的制度についての議論状況を確認する必要がある。

論文・研究データに関する方針を検討するにあたって、著作権については、契約で決められるところは、法律は介入しない（権利制限等しない）ことになるのが大前提。例えば、

学会の規則も契約の1つであり、委託研究を実施する際の契約書についても、この観点から検討することになる。

過去の著作物については、孤児著作物（著作者・その承継人の確定等が困難なもの）の問題があり、この点、立法的対応が必要か検討すべき。（研究）データについては、過去も未来も著作物の問題はないという認識。過去の論文・研究データについては、契約・規約につき、過去に遡っての変更について個別に合意するのが原則だが、この点、前記孤児著作物問題や、変更合意の困難性等に鑑みると、立法による解決も検討すべき。

今後の論文・研究データの取り扱い方については、研究を実施する上で交わす委託機関と研究機関との契約（あるいは学会の規約）によってオープンサイエンスの考え方に即して合意することになるだろう。

契約様式については、分野ごとによって差異があるので、統一的な見解は見出しづらい。オープンサイエンスを推進する上で、契約様式についても何らかの方針を示すことが必要。

（本検討会で議論及び検討すべき事項の確認）

本検討会における今後の検討体制（案）について、例えば、「マテリアル」・「バイオ」・「海洋」等の研究分野別の分科会を設けて、それぞれのコミュニティの特性に応じたオープンサイエンス推進のための共通検討課題等（論文や研究データの公開・共有化等）の検討や、オープンサイエンスを推進する上での障壁（国際連携を含めた）を抽出が必要ではないか。

また、共通検討課題等の検討するにあたっては、研究管理・資金配分機関における検討や大学・研究機関を中心とした議論の場も必要でないか。

研究分野別、研究管理・資金配分機関や大学等による検討をもとに、オープンサイエンス推進のための統一方針、国際ルール、国際連携・協調の在り方や資金提供モデルに関する検討が必要ではないか。

本検討会では、ステップ・バイ・ステップに何を議論して、何の結論を出すかというの

をある程度絞る必要がある。

本検討会では、例えば関係省庁や資金配分機関等による議論の結果をフィードバックいただきながら、オープンサイエンスを推進する上での統一方針、国際ルールに関する検討、国際連携・協調に関する議論や、資金提供モデルに関する検討ができないかと考えている。

本検討会にて議論を進める項目について、それらを検討する時間軸としては、国際的な会議な舞台でそういった日本の見解を示せる機会があると、まずは検討しやすい事項から扱っていくことも一案。

本検討会で議論を進める際に、オープンサイエンスを意識せずに実施している研究者から著作権等の取扱方、情報共有の仕方について説明があるとよい。加えて、同研究者が行う日頃の実践に対して第三者による観察等を行い、その結果を各研究分野へ展開できれば有益になるかもしれない。

オープンサイエンスの推進にむけて多くの検討課題があげられるものの、まずは、出来るところから始めて解決策を見出し、実績や経験を積み上げつつ、個別の検討課題解決に向けて進めていくのでよいのではないか。

#### 4. その他

次回は2月19日（金）15時から開催する。